3 経営資源確保に向けた取組状況

(1)中期財政運営方針の概要

【基本的な考え方】

チャレンジビジョンに掲げる「目指す姿」の実現を支えるとともに、将来において、様々な不透明な状況がある中においても、県勢の持続的な発展のため必要な政策的経費の安定的な確保を図る。

【計画の概要】

計画期間	平成28年度~平成32年度〔5年間〕
財政運営目標	■ 経常収支比率を90%程度の水準に可能な限り近づける〔フロー指標〕■ 将来負担比率を220%程度に抑制する〔ストック指標〕■ 「実質的な県債残高」を5年間で1,800億円程度縮減する
財政運営方針	 ① 歳出の取組 ○ 経営資源マネジメントの取組 ・施策や事業等のプライオリティを踏まえた経営資源のマネジメントを行うなど、新たな手法に取り組み、更なる選択と集中を図る ○ 公共事業費等 ・公共事業費の総額(一般財源ベース)について、平成27年度と同額とする ○ 人件費の適正管理 ・業務プロセスの再構築により、不断の職員数の見直し等に取り組む ○ 債務処理に係る計画的な対応 ・後年度負担の平準化と計画的な債務処理の観点から、土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計(臨海土地造成事業)の今後の資金不足額について、平成31年度から計画的に基金への積立てを実施
	② 歳入の取組○ 財産の売払い○ 収入未済額の縮減○ 基金の活用
	 ③ 自立した財政運営に向けた取組 ○ 「課税自主権」の活用に向けた検討 ・公共サービスの向上等を目的として、「課税自主権」の活用を検討 ○ 地方税財源の充実強化に向けた国への働きかけ ・地方の必要な一般財源総額の確実な確保と臨時財政対策債による補てん措置の早期解消について国へ働きかけを実施
	④ 財政運営上のリスクへの対応○ 財源調整的基金の残高の確保・災害や金利上昇など,財政運営上のリスクに備えるため常に一定額以上の財源 調整的基金の残高を確保

※詳細は、広島県ホームページを参照してください。

[https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zaiseiyosann/1293500588474.html]

(2) 中期財政運営方針に基づく財政運営の状況

ア 平成30年度当初予算における取組

【徹底した経営資源のマネジメント】

- 重点施策への集中的な取組を進めるため、目指すべき成果を実現するための事業に対し、経営資源を重点配分
- 資源配分の更なる最適化に向けて、施策や事業等の優先順位や、費用対効果の検証・ 評価を一層徹底

「経営資源の捻出〕

- ◆ 次の方針により、優先順位の低い事業の休廃止等により、経営資源を捻出
 - ① 有効性・必要性・効率性等の観点から、事業を評価し、優先順位付けを実施
 - ② 優先順位の低い事業は、経費削減ではなく原則休止又は廃止
 - ③ 各局一律のマイナスシーリングを平成28年度から撤廃し、予算編成手法を見直し

「施策・事業の成果検証]

◆ 一定期間継続して実施してきた主要事業について、費用対効果の検証を踏まえ、必要な見 直しを実施

【歳出歳入の着実な取組】

- 中期財政運営方針に基づく、歳出歳入の両面にわたる取組を着実に実施
 - ◆ 業務プロセスの再構築等による段階的な職員数の見直しなど、人件費の適正管理
 - ◆ 利用計画のない土地等の県有財産について、歳入確保の観点から売却処分を促進
 - ◆ 県税の滞納処分や個人住民税の市町との共同徴収など、県税の徴収強化

【県債発行額の適切なマネジメント】

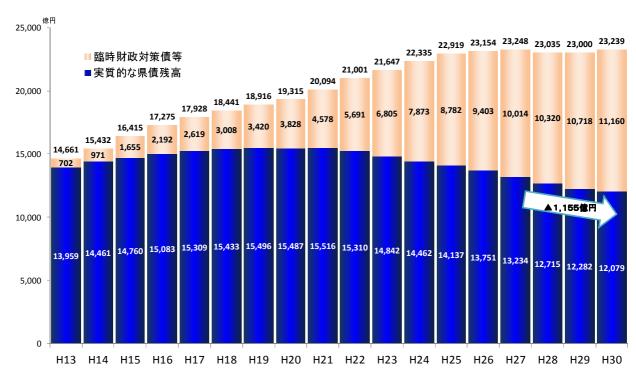
- 必要な公共事業費等を確保しつつ、県債発行額のマネジメントにより、将来負担額を 着実に縮減
 - ◆ 実質的な県債残高を1,155億円縮減(平成27年度比)

イ 財政運営目標への取組状況

- チャレンジビジョンの目指す姿である「欲張りなライフスタイル」の実現に向けた取組を支えるため、中期財政運営方針に基づき、経営資源の最適配分に向けた取組や将来にわたって必要な経営資源を確保していくための取組等を進める。
- こうした取組により、中期財政運営方針における財政運営目標は、「経常収支比率」が社会保障関係費等の増嵩により高止まりしているものの、「将来負担比率」や「実質的な県債残高^{※1}」は、概ね計画どおりに推移する見込み。

財政指標	財政運営目標	平成30年度見込み ^{※2} (試算)
経常収支比率 [フロー指標]	90%程度の水準に可能な限り近づける	94. 2%
将来負担比率 [ストック指標]	220%程度に抑制する	223. 8%
実質的な県債残高*1	5年間で,1,800億円程度縮減する	平成27年度比 ▲1,155億円

【県債残高の推移】



^{※1} 実質的な県債残高とは、県債のうち、脚時財政対策債、減税補てん債など全額交付税措置のある県債と、将来の満期一括償還に備えて一定のルールで減債基金に積み立てた額を除いた県債残高であり、今後、税収等により償還しなければならない県債残高を意味する。

^{※2} 数値は、一定条件のもと、当初予算案をベースに試算しており、今後の補正等の状況により変動する。

^{※3} 数値は、平成28年度までは決算額、平成29年度は最終補正予算の見込み、平成30年度は当初予算編成時の見込みとしている。